

獨協医科大学図書館個人閲覧室利用細則

(平成23年4月1日制定)

(目的)

第1条 個人閲覧室は、資料の利用または論文作成を目的とする。

(資格)

第2条 使用資格は、本学の教職員、大学院生に限る。

(使用時間)

第3条 使用期間は次のとおりとする。

- (1) 1週間以内とし、継続を希望する場合、次の申込者のない限り、1週間延長することができる。
- (2) 使用可能時間は開館から閉館15分前までとする。

(部屋の申込)

第4条 申込は所定の用紙に記入しておこない、申込順位に従って使用を許可する。

2 申込書はカウンターへ提出するものとする。

(予約)

第5条 予約は次のとおりとする。

- (1) 1週間以内の部屋の確保を認める。
- (2) 予約は所定の用紙に記入しておこない、申込順位に従って予約を受付する。

(使用上の注意)

第7条 使用上の注意は次のとおりとする。

- (1) PCへの個人データの保存は認めない。データの保存はUSBメモリー等を使用するものとする。
- (2) PCへのプログラム等の無断インストールは認めない
- (3) 室内の備品は無断で動かしてはならない。
- (4) 明らかに使用者によって室内の備品等が破損したと認められる場合、使用者は弁償の責を負う。
- (5) 室内で飲食をしてはならない。
- (6) 室内で喫煙をしてはならない。
- (7) 室内で大声をあげてはならない
- (8) 外出時鍵をカウンターに預けなければならない。
- (9) 60分を越える外出は退室扱いとする。
- (10) 使用期間中であっても室内に私物及び図書館資料を放置してはならない。
- (11) 使用終了は施錠し鍵とチェックシートをカウンターに提出する。備品の貸出を受けていた場合はカウンターに返却する。

(使用の停止)

第8条 この細則に違背した場合は、以後の使用を禁止することがある。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、獨協医科大学図書館委員会の議を経るものとする。

附 則 (平成22年 規程第 号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。